交通裁判

「阿部事件」（愛知県）

検察官殿、加害者を“不起訴”にした根拠は何ですか？

信号の色はなぜ「青」から「赤」に変わったのか？

取材・文／柳原三佳（やなぎはらみかこ）

2001年10月16日、愛知県豊田市の交差点を大型バイクで直進中、Uターンしてきた対向車と衝突し、死亡した阿部浩次さん（当時29）。警察は、交差する道で信号待ちをしていたドライバーの証言を元に、「被害者のバイクは青信号だった。事故の原因はUターンした加害者にある」と遺族に説明した。ところが事故から1年2ヵ月後、検察庁から突然告げられたのは、「加害者不起訴」という報告。しかも、肝心の信号の色が「青」から「赤」に変わっていた。そればかりか、事故の原因はいつのまにか、亡くなったライダーの赤信号無視とスピードオーバーにされていたのだ。納得できなかった両親は、検察に再捜査を依頼し、自らも現場で何度も検証を繰り返し、ついには最高検察庁にまで、不起訴理由の確認依頼を行った。両親の長い闘いを追う。

「下川事件」高裁判決で法廷を飛んだ数珠

3月26日、東京高裁511号法廷。この日、この場所で目にした光景を、私は一生忘れることができないだろう。

午後1時15分、傍聴席をほぼ満席にして、裁判長による判決文の読み上げが始まろうとしていた。静まり返った法廷に、重い緊張感がよどんでいる。

長男の死亡事故から11年…。警察の恣意的な捜査のため、亡くなった息子に全面的な過失が押しつけられたことにどうしても納得できなかった原告の下川正和さんは、熊本県警を相手に裁判を起こし、民事裁判を闘い続けていた。これまでに提出した証拠は膨大なものだったが、一審では原告側が敗訴し、東京高裁に控訴していたのだった。

しかし、高裁での結末も、あまりにあっけないものだった。

「主文　本件控訴を棄却する。控訴費用は原告の負担とする」

判決文の読み上げは、一瞬のうちに終わった。裁判官は、「熊本県警の初動捜査は、決して十分なものだとは言えない」としながらも、誰かをかばおうとか、そうした意図はなかったと判断したのだ。

と、そのとき、原告席に座っていた下川さんが、突然立ち上がった。そして、

「あなた方はどういう判断をしたんですか！　恥を知りなさい！」

そう叫びながら、胸ポケットから取り出した数珠を、裁判官に向かって投げつけたのだ。

数珠は、真ん中に座っていた裁判長の左の眉のあたりに命中し、法廷の奥に落下した。あまりのことに、法廷には、一瞬凍りついたような空気が流れた。

『普段はあんなに紳士的な下川さんが……』

私にはにわかに信じられなかった。

しかし、それだけではおさまらなかった。下川さんは、今度は自分の革靴を脱ぎ、再び裁判官に向かって投げつけた。まさに、数ヶ月前にテレビで見た、ブッシュ大統領の、あの記者会見のシーンのように。下川さんの革靴は、不規則に回転しながら書記官の頭上を越え、裁判長の左横をかすめるように飛んで行った。

すかさず、傍聴席からも怒号が響いた。

「税金泥棒！」

「いったいどんな仕事をしてるんだ！」

数珠を投げつけられた裁判長の髪は乱れ、顔はひきつっている。下川さんは逮捕されることを覚悟の上で、この行為に出たのだろう。

このとき、書記官が電話に手をかけ、「呼びましょうか」と裁判官にたずねているのが見えたが、裁判官はそれを制止し、小さな、聞こえるか聞こえないかの声で「退廷を命じます」というだけだった。下川さんは、さらに、手にしていたファイルを机の上に叩きつけ、裁判官をにらみつける……。

しかし、3人の裁判官はなにも言わない。その、後ろめたそうな表情に、私は心底幻滅を感じた。はたして裁判官の中に、この事件をしっかり調べたという自信はあっただろうか。もしあったのなら、法廷を侮辱するこうした振る舞いに対しては、毅然とした態度で、厳しく臨むべきだったのではないのか……。

傍聴席には、下川さんと同じ思いを抱く交通事故遺族が数組かけつけ、ことの一部始終をじっと見守っていた。

その中の一人、静岡県藤枝市から傍聴支援に来ていた阿部智恵さんは、法廷を後にするときぽつりとこう言った。

「下川さんの悔しい気持ち、本当に、痛いほどわかります。私のときも、まったく同じでした。できることなら下川さんと同じことをしたかった……」

阿部さんもまた、下川さんと同じくバイクの事故で20代の息子を亡くし、ずさんな捜査で理不尽な過失を押しつけられた遺族の一人なのだ。

「事故から8年目になりますが、今も、息子の事故の件でどうしたらよいのかわかりません。毎日、毎日、事故の事を考え、検察庁が下した不起訴決定にどうしても納得出来ないのです。昨年、最高検察庁にこれまでの経過を提出し、なぜ息子の過失が問われ加害者が不起訴になったのか、納得できる回答をいただけるようお願いしました。ところが、最高検察庁から指示が出たにもかかわらず、名古屋高検では、何度たずねても、『回答出来

やなぎはらみか●ノンフィクション作家。交通事故、司法問題をテーマに各誌で執筆。著書に『焼かれる前に語れ』（WAVE出版）、『これでいいのか自動車保険』（朝日新聞社）、『死因究明』（講談社）、『交通事故被害者は二度泣かされる』（リベルタ出版）、最新刊『自動車保険の落とし穴』（朝日新書）など著書多数。

事故の真実を追い続ける母、阿部智恵さん。トロフィーは亡き息子の形見だ。

ない』の繰り返し。時効が過ぎたとは言え、私達には時効はありません。このままでは、浩次は浮かばれません、私は一生後悔すると思います。一生、息子の死を受け止めることは出来ません。どうか力になって下さい……」

事故の概要については、P81の現場見取り図を見てほしい。阿部さんの怒りも無理はないだろう。事故直後、警察は「浩次さんのバイクは青信号で進行していた」つまり完全な被害者と断定していた。それなのに、いつのまにか、信号の色が逆になっていたというのだから。

なぜ、どういう理由で、突然「青」から「赤」に変わったのか？　あの広い交差点で、いったい何が起こり、その後、なにがあったというのだろうか……。

事故予防のためジムカーナで特訓していた青年が……

この事故で亡くなった阿部浩次さん（当時29）は、大学の工学部を卒業後、少年の頃からの夢だった車の開発の仕事に携わっていた。学生時代はモトクロスの選手として数々の大会で上位入賞を果たし、大学では公認のバイクサークルに所属。部長を務めながら2輪のジムカーナにも出場していた。

サークルの後輩には、

「ジムカーナは速く走るためではなく、路上で事故を起こさないためにやっている」

と語り、またバイクのメンテナンスに関しても、後輩が大雑把な組み立てをしていると、

「自爆するのは勝手だが、公道ではおまえ以外のヤツも走っているんだぞ、巻き込むつもりか」

と厳しく指導するような青年だったという。

昨年12月、私は愛知県豊田市の事故現場に向かった。早朝、千葉の自宅をマイカーで出発。東名をひた走って静岡県藤枝市の阿部さん宅へ。そこからは阿部さん夫妻も一緒に私の車に乗っていただき、再び東名高速で名古屋方面をめざした。

藤枝から豊田の事故現場までは、どんなに順調に走っても、往復3時間以上はかかる道のりだ。この道程を、阿部さん夫妻は、現場調査や目撃者探しのビラ配りのために、数え切れないくらい通いつめたという。

事故現場は片側三車線の幹線道路。バイク側から見ると、交差点の手前はかなり急な登り勾配になっており、平面図からはとても想像のできない特殊な形状の道路だった。

事故当日、夕方5時に仕事を終えた浩次さんは、いつものように愛車の大型バイクに乗り、この交差点を直進して帰宅する途中だった。しかし、交差点を通過しようとしたとき、突然目の前をUターンした対向車の軽トラックに、行く手を塞がれてしまったのだ。

母親の智恵さんは、事故現場に花と線香を手向けながら、当時のことをこう振り返った。

「豊田警察署で私たち遺族が説明を受けたのは、ちょうど四十九日を過ぎた、12月9日でした。このとき、担当警察官ははっきりとこう言ったんです。

『目撃者が出てきてくれた。息子さんの信号は、確かに青でした。この事故は、対向の加害者がUターンするために出てきたことが原因です。相手にはもう言ってありますから……。ところで、その後、相手から何か連絡がありましたか？』と。

それで私が、『何もありません』と答えると、その警官は、『とんでもないな、誠意が全くない。私からそれとなく話しておきましょう』と、そこまで言ってくれたのです」

ここまではっきり言われれば、何も疑う必要はなかっただろう。このとき、阿部さん夫妻は『事故処理は警察がきちんと進めてくれるはず……』そう信じて疑わなかったという。

ところが事故から1年2ヶ月以上過ぎた、2002年12月27日、名古屋地検の検事から、阿部さんの元に突然、電話が入った。それは、

「相手の運転手は不起訴になりました」

という連絡だった。

阿部さんはそのときの驚きをこう語る。

「びっくりした私は、検事にこう言い返しました。『それはおかしいです。事故直後、警察から事故の原因は急にUターンした軽トラックのほうにあるとはっきり聞いているんです！』すると検事は、『テープに撮ってあるんですか？　口答では証拠にはなりませんよ』そう言ったのです」

突然の不起訴決定と検察官の暴言

その後も、検察側との信じられないようなやり取りが続いた。

阿部さんの記憶にもとづいて再現すると……、

この事故で亡くなった阿部浩次さん（当時29）は、大学の工学部を卒業後、少年の頃からの夢だった車の開発の仕事に携わっていた。学生時代はモトクロスの選手として数々の大会で上位入賞を果たし、大学では公認のバイクサークルに所属し、部長を務めながらジムカーナにも出場。社会人になってからは、大学時代に学んだ車体サスペンションの解析技術を応用し、トヨタの関連会社で高度な技術開発に挑戦していた。

警察の調査による現場見取図

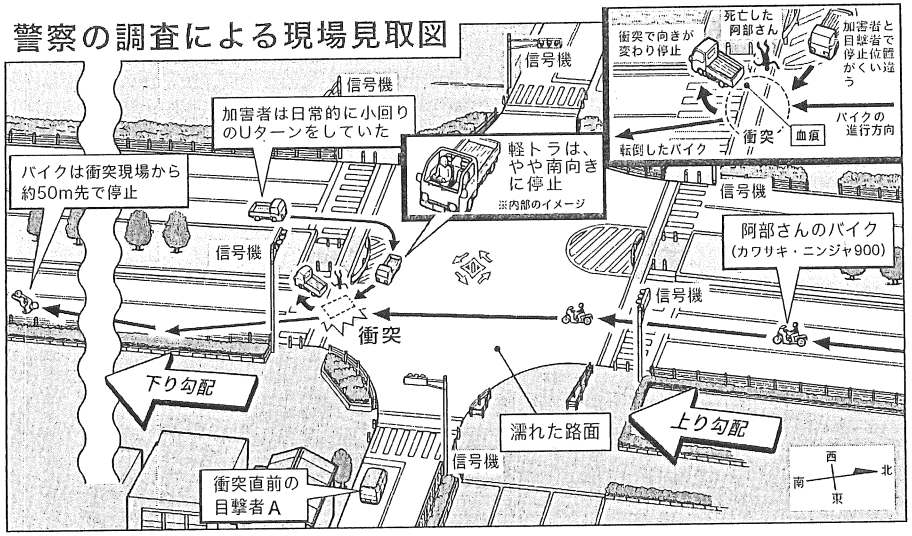

阿部「相手の運転手はどのように言っているのですか」

検事「Uターンしようと待っていたら、信号が赤になったので出たと言っている。目撃者は、赤で信号待ちをしていた。事故が起きてすぐ目の前の信号を見たら青になっていた。だからバイクは交差点の中が全部赤になった3秒間に入ったんだ」

阿部「その根拠はなんですか？（加害者も、目撃者も）初めは、そんなことは言っていなかったと聞いていますが……」

ところが、こうしたやり取りが何度か続いたときだった。突然、検事がキレた、というのだ。

「検事は電話口の向こうで、ものすごい口調になりました。そして、『始めから赤だと言ってんだぁー！』と大声で怒鳴りはじめたのです。私は本当に驚き、ショックを受けました。検事とは、悲しみのどん底にいる遺族に対し、怒鳴り散らし、脅迫めいた言葉を投げつけるものなのでしょうか。なぜ、実際の目撃証言とは異なった内容を私に説明したのか……。この検事は、目撃証言を偽って、加害者を不起訴にしたとしか思えないのです」

浩次さんはモトクロスの選手でもあった

母親の智恵さんと検事との電話口でのやり取りを見かねた父親の勝吉さんも、この日のことは鮮明に記憶していた。

勝吉さんは振り返る。

「途中で私が電話に出て、『それでは、裁判をするしか方法がないんですね』と言ったところ、この検事はさらに怒鳴るような口調で、『お前は、何で裁判するのかね、誰と裁判するのがね、やっても勝ち目が無いものを……。お金もかかるし、時間もかかる』そんな暴言を吐いたのです。信じられますか？『お前』と、呼び捨てなんですよ」

ちなみに、この日まで阿部さん夫妻は検察庁に一度も呼ばれたことがなかった。

「私たちは、ただ警察や検察を信じて、加害者が処罰されるのをひたすら待っていたのです。それなのに、結局、警察でも、検察庁でも、裁判所でも、重要な位置で見ていた目撃者の実況見分は一回も行われることなく、結局、加害者の言い分だけで、信号の色が逆転し、不起訴になっていたのです」

納得できなかった阿部さんは、2005年12月、「検察審査会」に不起訴不当の申し立てをおこなった。つまり、加害者が不起訴になったことについて理由説明がなく、納得ができないので、もう一度しっかり調べて起訴してほしいという手続きだ。もちろん、この申し立てを行なうまでにも、現場に通い詰め、信号サイクルを計るなど、まさに血のにじむような独自調査を行ったという。

しかし、2006年3月、検察審査会は「不起訴相当」と議決。この時点で時効まであと7ヶ月をきっていたが、加害者が不起訴となった根拠については、阿部さんの家族には、なにひとつ具体的な説明はないままだったという。

検察庁の役割とは？

事故や事件の経験者でなければ、まず接点のない「検察庁」だが、そもそも「検察庁」とはどのような役割を担い、「警察」との違いはどこにあるのだろうか？

「検察庁」のホームページには、次のような説明文が掲載されている。

『犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、すべての事件は検察官に送致されます。そして、検察官は、犯人や参考人の事情聴取など必要な捜査を行い、集めた証拠を検討した上で、起訴するか不起訴にするかを決定します。また、事件を裁判所に起訴したときは、裁判に立ち会って証人尋問をしたり、論告・求刑を行ったりして、適正な刑罰が科されるように努めています。また捜査や裁判を行うためには、被害者の方に検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となるのです。

一方、犯罪によって傷ついた被害者の方に対しては適切なサポートが必要な場合が少なくありません。検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力しています。』

しかし、現実はどうだろうか…。

名古屋地方検察庁の検事は、最低限必要な捜査も行わず、遺族の保護や支援どころか、怒鳴り散らし、そして、青信号で直進中だったはずの青年を、『赤信号にもかかわらず、時速71キロで進行中、Uターンした対向車に驚き、濡れた路上で転倒滑走、衝突した』と認定、結果的に『対向車は衝突を回避することが困難であった』として、被疑者を「不起訴処分」にしていたのだ。

いったい、事故直後の警察の具体的な説明はなんだったのか…。

阿部さんは語る。

「交通事故があまりにも軽く扱われていることを悲しく思いました。浩次は、決して信号無視なんかする子ではない、私ひとりでもそのことを信じてやらなければ、このままでは浩次は浮ばれない、私は一生後悔すると思ったのです」

目撃者の『位置』と『証言内容』

実は、この事件には、当初警察が重要視した目撃者の存在があった。P81現場見取り図に登場している「衝突直前の目撃者A」がその人物だ。

交差点で信号待ちをして止まっていたというAさん。Aさんがここで停止していたということは、普通に考えれば、浩次さんと加害者の進行道路（つまり交差する道路）は、青信号で流れていたということになる。

この目撃証言は、走行中の漠然としたものではなく、「そこで信号待ちをしていた」という行為そのものが、事故当時の信号の色を裏付ける重要な『事実』であるはずだ。これほど確実な目撃者がいながら、なぜ浩次さんが赤で走行したことになってしまったのか？

どうしてもこの目撃者に直接話を聞きたいと思った母親の智恵さんは、検察官に食い下がり、目撃者に自分の電話番号を伝えてもらい、事故から3年後、ようやくAさんとの接触を実現させたという。

阿部さんによると、Aさんの証言は次の通りだ。

『赤信号で信号待ちをしていたとき、目の前を救台の車が通り過ぎ、その一瞬後に、黒い物体と人が分かれて飛んで行き、黒い物体は滑っていきました。その後、軽トラックの運転手が車から降り、トラックの前のほうを見て、後ろを見て、その後、倒れた人のところに行って、その人を見ていました。私は体が凍りついてしまい、ハッと気づいて信号を見たら青だっ

たので、倒れている人を見ながら左折しました。次の交差点には、何台かの車が信号待ちのため、止まっていました』

Aさんは、バイクが交差点に進入し、その直後に事故が起きたこと、そしてその後の加害者の動作を“信号待ち”の車の中から見ていた……。つまり、Aさんの目撃証言を辿っていけば、浩次さんは完全な『青』で進行していたことになるのではないか。

ちなみに、このときAさんは、『加害者が不起訴になったと聞いてびっくりしました。私は事故の瞬間は見ていませんが、少なくとも信号は青、でなければ黄色だと思います』

そう阿部さんに語ったという。

その後も、阿部さん夫妻は現場に通い詰めた。浩次さんの友人も協力し、実際に走行実験を重ね、信号のパターンを検証。浩次さんの信号は青であったこと、また、バイクの速度は検察が言うような速度（71キロ）にまで達してはいなかったことを左のような書面にまとめ、2006年8月18日、名古屋高等検察庁に不服申し立てをおこなった。

遺族と検察庁との一連のやり取りは、P87の図にまとめたとおりだ。不起訴処分が決定した2002年の年末から、現在に至るまでに、阿部さんは何度検察庁に足を運んだことだろう。その、孤独な闘いを思うと、なぜ遺族がここまでしなければならないのかと、暗澹たる気持ちになる。

目撃者が、ハイエースに乗っていたので、浩次の車、ハイエースを使って目撃者の走行時間を実験の結果。
２０キロ走行・１６秒、３０キロ走行・１３秒、４０キロ走行・１２秒
３０キロ走行で計算すると、１７－１３＝４秒
目撃者が発進する前、小川町の青信号は残り４秒である。
４秒では、浩次が、交差点に進入してから目撃者が事故の全てを見てから、発進する事は出来ない。

2．5(浩次が交差点に進入し追突するまで)＋7．8(バイクが滑って止まるまで、減速Gは0.175　13.35m/秒の物体が0.175×9.8m/毎秒毎秒の減速Gで停止する時間は13.35m/秒÷(0.175×9.8m/毎秒毎秒)＝7.78秒)＋17(加害者が車から下りて浩次の所に行くまで、実験の結果)＝２７．３秒
２７．７－４＝２３．７の青がある。
その他の計算によっても20秒ぐらいの青が残っていたものと思います。

遺族は現場検証をし、青信号を立証するために綿密な計算まで行っていた。

名古屋高等検察庁の説明

それから約1ヵ月後の9月21日、阿部さん夫妻は名古屋高等検察庁に呼ばれ、担当検事と話し合いの場を持った。

阿部さんは浩次さんが事故に身につけていた衣類の痕跡を示し、こう詰め寄った。

「現場見取り図によると、車と衝突前、27メートル手前から擦過痕がついていることになっています。でも、息子のジャンパー、ヘルメット、ズボンには滑走痕などありません！　この見取り図の擦過痕は、故意に記入したものか他の事故のものではないですか？　加害者は、息子のバイクの直前で突然Uターンを始めたのではないですか」

すると検事は、浩次さんの過失を否定する次のような言葉を発したというのだ。

「息子さんの信号は、青ですね」

「目撃者の証言は一番重視しなければならない」

「被疑者は警察の調書の中で信号のことは言っておらず、供述が二転三転している。これは被疑者が嘘をついている。時間が経つと、他人からいろいろ言われて変わってくるもの。被疑者は信号は見ていない」。

「スピードは60キロくらい出ていたかもしれないが70キロは出ていない」

「息子さんは提出された資料や大学の先生の嘆願書からも、違反をする人でないことはわかっている」

そして、最後には、

「息子さんの名誉は、私が守る」とまで。

しかし、この日から8日後の、9月29日付で名古屋高検から届いた『不服申立事件審査結果通知書』には、次のように記されていた。

貴殿からなされた上記事件の不服申立については、当庁において審査した結果、平成18年9月29日、下記のとおり裁定したから通知します。

（裁定主文）

不服申立は理由がない

（裁定主文）

一件記録を精査するとともに、貴殿らから出された資料等を仔細に検討したところ、被害者阿部浩次氏が、交通規則を遵守して進行していたことはうかがわれるものの、他面、被疑者は、本件事故現場交差点内から右回転のため再発進する時点において対面信号が赤色を表示した旨弁解しているところ、目撃者の供述その他関係各証拠を総合しても、被疑者の上記弁解を排斥し、その過失を合理的疑いを入れないままで立証するに足りる証拠はなく、また、今後新たな証拠を発見しうる見込みもない。よって、名古屋地方検察庁岡崎支部検察官のなした不起訴処分は正当なものとして是認することができ、これに対する不服申し立ては理由がないことに帰する。

亡くなった浩次さんが事故時に身につけていた衣類を大切に保管する阿部さん。

「被害者阿部浩次氏が、交通規則を遵守して進行していたことはうかがわれる……」

名古屋高検は通知書にそこまで記しておきながら、結果的に供述を二転三転させた被疑者の「弁解」をくつがえすだけの検証をしようとはしなかったのだ。

高検の回答に納得できなかった阿部さんは、2007年1月6日、今度は最高検察庁宛に「不起訴理由の内容要旨の確認依頼」を送付した。そこには次の3つの項目が、具体的に綴られていた。

①不起訴理由の根拠は何か
②検事はなぜ、目撃証言、加害者供述、不起訴理由について遺族に事実と異なった説明をしたのか
③息子は交通規則を遵守していた、つまり青信号で進入していたのに、なぜ加害者不起訴に対し不服申立の理由がないのか

そして、2月20日、最高検の検事から送付されてきたのは、次のような回答文書だった。

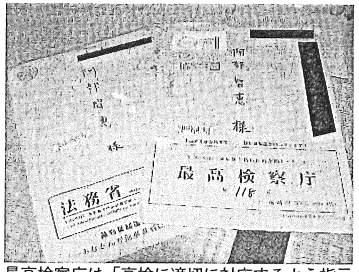

最高検察庁は「高検に適切に対応するよう指示した」と回答したのだが…。

〈最高検察庁からの回答〉

このたびは突然の犯罪により、かけがえのないご子息を失われた阿部様のお悲しみはいかばかりかと存じます。

さて、阿部様からご質問いただきました今回の事件の名古屋

地方検察庁岡崎支部での不起訴処分に対する不服申立事件の審査につきましては、それぞれの検察庁の権限と責任において行われるものであります。（中略）そこで、名古屋地方検察庁岡崎支部及び名古屋高等検察庁には、阿部様からお送りいただきました書面の写しを送付の上、まずは、名古屋高等検察庁において、阿部様からのご質問等に対して適切に対応するように指示いたしましたのでご了承願います。

最後に、私たち検察庁職員は犯罪被害者の皆様との信頼関係を今後とも大切にしていきたいと考えておりますことを申し添えまして、書面への回答とさせていただきます。

それからまもなく、名古屋高検から「最高検から指示が出たので阿部さんの要望をお聞きしたい」との連絡が入り、3月23日、阿部さんは名古屋高検に出向くことになった。

名古屋高検で5時間の追及

母親の智恵さんは、5時間にも及んだそのときの高検でのやり取りを、こう振り返る。

「私は高検の総務部長に、『地検で捜査をしなおすといったのに、なぜ何もしないのですか！　捜査をしなおしてください、もう一度目撃者の実況見分をして調べ直してください』と詰め寄りました。でも、部長は、『時効が過ぎたので何をする事もできない』の一点張り。私たちはあれだけ時効の前にお願いしたのに、なぜ何故……、と悔しさがこみ上げてきました」

阿部さんはさらに、加害者の供述が二転三転したことについても、異議を唱えたという。

「私は、『加害者は嘘をついているでしょう、それなら偽証罪で起訴してください！』と言いました。すると総務部長は、『目撃者が嘘を言った場合は起訴できますが、被疑者が嘘を言っても残念ながら起訴をすることは出来ません』そう答えました。『では、検察庁の出した不起訴裁定は間違っていたのですから、それは間違いでしたと書いてください』と強く要求しましたが、検察は、『回答はできません。不起訴は間違っていたとは書けません』と、結果的にこちらの要望には何ひとつ応えてくれなかったのです。検事自身が『被害者は青』と言っているのにもかかわらず、なぜ加害者を起訴できないのか？　何が足りないのか？　この様な死人に口無しの決定はどうしても許されないことです」

その後も、阿部さんは検察庁に回答を求め続けたが、現在まで何ひとつ返答はないという。

私はこれまで数多くの事件を取材してきたが、遺族がここまで検察に食い下がったケースはほとんど記憶にない。この8年間、阿部さんはいったいどんな思いで過ごしてきたことだろう。

東京高裁の法廷で、裁判官に数珠を投げつけた同じ交通事故遺族の下川さんに自分の姿を重ねた阿部さんの思いは、きっと私が想像できるほど、生易しいものではなかっただろう。

事故現場に花を手向ける阿部さん。検察庁への不審は一生涯消えることはないという。

阿部さんは今も、検察を相手に闘う方法はないかと模索中だ。

「私達は、幸せな生活から地獄に落とされ、毎日、毎日、事故の事を考えてきました。今まで生きて来た人生の中で、最大の苦しみでした。検察庁がもっと真剣に取り組んでくれたなら、加害者に謝罪、反省を促す事も出来たのに、それすらも出来ない。それがとても悔しくて、私たちは一生、検察庁への疑惑を持ったまま生き続けなければなりません。息子の死をどう受けとめれば良いのか。検察庁を訴えることはできるのでしょうか。私はひとりだって闘います。検察庁の回答が欲しいのです。理不尽な不起訴処分で泣いている人、きっと全国に大勢いるんでしょうね。本当に悔しいです。私は検察のこうした決定が、正当であるか否かの判断を、大勢の方々よりいただきたいと思っています」

●阿部さんのメールアドレス　yaokoma@ck.tnc.ne.jp
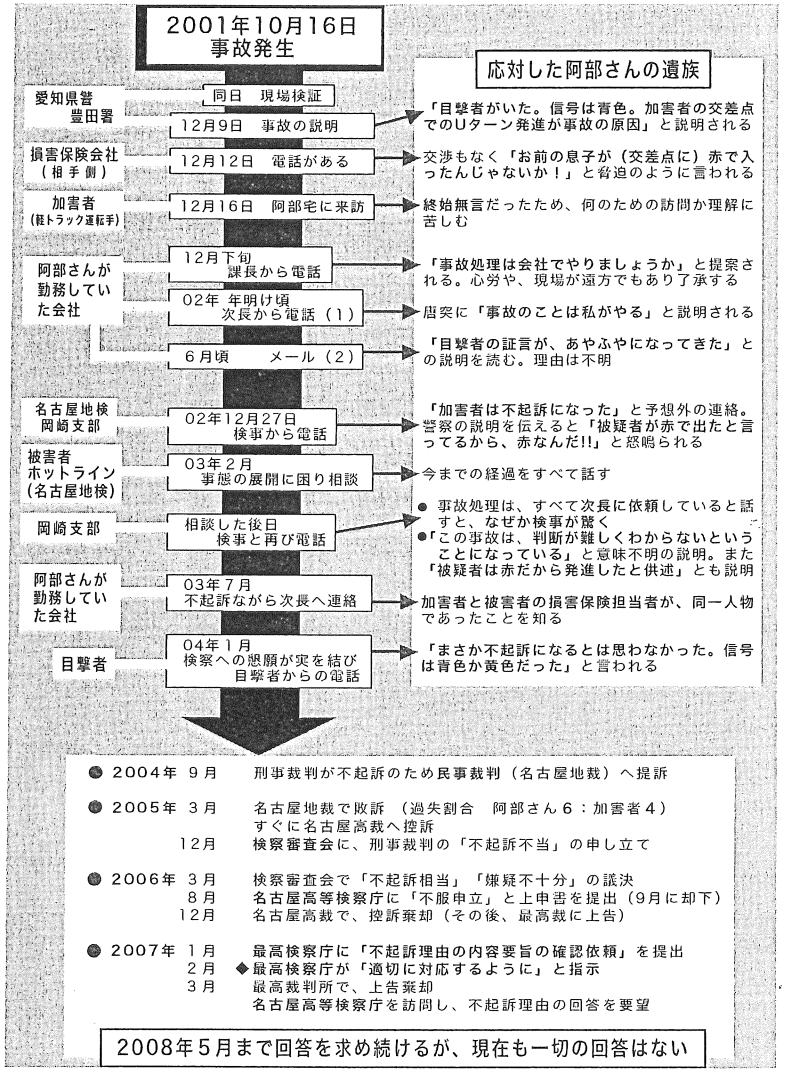
事故後の経過と、検察や損保会社とのやり取り